

福島県県有建築物の非構造部材減災化計画（概要）
～骨組みの次の地震対策！天井・エレベーターから～

平成27年10月28日策定

1 はじめに

東日本大震災などの大規模な地震時において、建築物の天井や外壁等の落下による人的被害は、構造体の耐震化にかかわらず発生しています。このため、構造体以外の部材（天井・エレベーター（以下、E V）・建具・水槽等の非構造部材）について地震被害を最小限にする（＝減災化を図る）という視点での対策の必要性が広く認識されてきたところです。

2 計画目的

この計画は、県有建築物の非構造部材の減災化を計画的に推進するため、減災化の対象、推進方法及び目標を定めることを目的としています。

3 減災化の対象

- (1) 対象とする建築物：この計画の上位計画である「福島県県有建築物の耐震改修計画」の対象建築物（1, 359棟：平成27年4月1日時点）
- (2) 対象とする非構造部材：現行法令基準に適合していない、又は大地震時に落下等で被害が生じるおそれのある、天井・E V・建具・水槽（表1）

表1 減災化の対象とする非構造部材と該当建築物の見込み数

非構造部材	減災化の対象とする非構造部材の条件	該当建築物の見込み数 (見込み数は事前に行ったアンケート調査によるものです。工事が必要となる数は今後確定するため、変動する可能性があります。)
天井	次のア～ウの <u>すべて</u> に該当するもの ア. つり天井 イ. 天井面積が200㎡超のもの ウ. 人が日常利用するもの	約250棟
E V	次のア～エの <u>いずれか</u> に該当するもの ア. 設置が昭和55年以前のもの イ. 釣合おもりの脱落防止が未対応のもの ウ. 地震時管制運転装置が未設置のもの エ. 戸開走行保護装置が未設置のもの	約90棟
建具	次のア、イの <u>すべて</u> に該当するもの ア. 木製若しくは鋼製建具又ははめ殺し窓 イ. 階下を利用者が日常通路として利用するもの	約100棟
水槽	次のア、イの <u>すべて</u> に該当するもの ア. 高架水槽（施設の機能維持に必要） イ. 平成12年以前に設置したもの	約160棟

※外壁は建築基準法第12条に基づく定期点検等により随時、補修等の対策を実施するため対象外とします。

4 減災化の推進方法

- (1) 減災化を推進するため、次の3つの方針により優先度ランクを設定し、ランク①から優先して減災化を実施します。（表2）
- 【方針1】 建築物の用途（災害時の拠点となる施設を優先とします）
- 【方針2】 部材の種類（大地震時に避難を妨げる可能性が高い部材を優先とします）
- 【方針3】 部材の設置状況（大地震時に落下することにより、人命に危険を及ぼす可能性が高い部材を優先とします）

表2 減災化の優先度ランク

優先度 ランク	【方針1】 建築物の用途	【方針2】 部材の種類	【方針3】 部材の設置状況
高 ↑ 優先度 ↓ 低	ランク① 防災上重要建築物 I類* ¹	天井 E V	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが6mを超える天井 ・階下が避難経路となる建具 ・避難経路に落下する可能性がある水槽 (・すべてのE V)
ランク②	防災上重要建築物 II類* ¹	建具 水槽	
ランク③	特定建築物* ²	天井 E V	
		建具 水槽	
ランク④	防災上重要建築物 I類、II類、 特定建築物	天井 建具 水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが6m以下の天井 ・階下が避難経路とならない建具 ・避難経路に落下する可能性が低い水槽

* 1 : 福島県地域防災計画において指定される防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設。
I類は、県庁舎、合同庁舎等の、特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設。
II類は、合同庁舎以外の出先庁舎等の、構造体の耐震性能の向上を図るべき施設。
* 2 : 耐震改修促進法第14条第1項第一号に規定される不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物。

- (2) 注意表示等による危険回避や、既に有効な地震対策・安全対策を行っているものは、減災化の優先度を下げることができることとします。
- (3) 減災化を図る部材を特定するため、平成28年度までに施設管理者が、対象建築物の各部材について、「減災化の対象とする非構造部材の条件」(表1)に該当するか確認し、該当する部材の優先度ランクを確認します。
- (4) 減災化の推進にあたり、「福島県県有建築物の耐震改修計画」、「福島県県有財産最適活用計画」及び「福島県環境共生建築計画・設計指針」に配慮します。

5 減災化の目標

- (1) 計画期間 平成27年度～平成42年度
- (2) 目標 「福島県県有建築物の耐震改修計画」の計画期間である平成32年度までを第1期とし、ランク①の部材の減災化の完了を目標とします。
また、平成42年度までに対象部材の減災化の完了を目標とします。
- (3) ランク②、③の部材については、計画目標よりも前に建築物の大規模改修工事等を行う際は、併せて減災化に取り組むこととします。

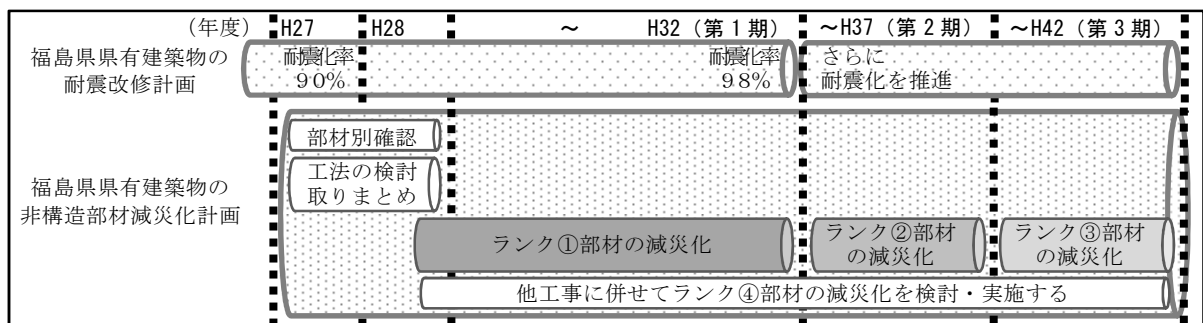


図1 減災化の目標

6 その他

- (1) この計画については、策定したとき及び見直しを行ったときに公表します。
- (2) 「県有建築物保全推進連絡会議」において、「福島県県有建築物の耐震改修計画」と併せて、この計画の進行管理を行います。